

第1条(名 称)

本会は、北海道ミロク会計人会と称する。

第2条(目 的)

本会は、㈱ミロク情報サービスのコンピュータ・システム及びサービスを導入している会計人(正会員)と今後導入を促進したい会計人(賛助会員)の業務の改善と職域の拡大を達成するため、各地区会の意見統一を図り、㈱ミロク情報サービスに対する意見具申及び、諮問機関としての機能を果たすこと、さらに、会員間の相互啓発及び指導連絡を行うことを目的とする。

第3条(事 業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)コンピュータ・システム及びサービス導入による会計事務所の合理化と、業務拡大に対する指導・援助
- (2)会計人のためのコンピュータ・システム及びサービスの開発・改善に関する意見統一
- (3)会計人及びその補助者に対する研修並びに新規に開発されたコンピュータ・システムの教育・指導
- (4)㈱ミロク情報サービスの提供する業務ソフトの普及推進
- (5)会報の監修および、業界ネットワークの構築と事業提携による各種情報コンテンツの開発・提供
- (6)会計事務所と顧問先企業の発展に寄与する経営システム・経営ノウハウの研究と開発に関する意見具申
- (7)地区会・各委員会の広報活動
- (8)会員相互の親睦と福祉のために必要な事業の実施
- (9)その他本会の目的を達成するために必要な事項

第4条(事務局)

本会の事務局は、㈱ミロク情報サービス札幌支社内に置く。

第5条(会 員)

本会の会員は、正会員と賛助会員とで構成され会の主旨に賛同する北海道地区内の公認会計士、税理士とする。

第6条(役 員)

本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 直前会長 | 1名 |
| (3) 副 会 長 | 若干名 |
| (4) 理 事 | 若干名 |
| (5) 監 事 | 2名以内 |

第7条(役員を選任)

本会の役員は、総会において選任する。

第8条(正副会長会)

正副会長会は、会長、副会長をもって構成し、会長が招集する。

2.正副会長会は、次に掲げる事項を決定する。

会務の執行に関する重要事項

㈱ミロク情報サービスに対する要望・指摘又は会務等に関する事項

第9条(役員職務)

会長は、当会を代表し当会の業務を行う。

2.直前会長は、当会の業務の継続について会長に助言し、会務全般を補佐する。

3.副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4.理事は当会の業務を分担し、会務の執行に参画する。

5.監事は当会の業務の執行及び財産を監査し、これを総会に報告する。

第10条(役員任期)

役員任期は2年とし、再任をさまたげない。

第11条(役員会)

役員会は、会長、直前会長、副会長、理事をもって構成し、当会の業務を審議決定する。

2.役員会は会長が招集し、会長はその議長となる。

3.監事は役員会に出席して、その職務に関し意見を述べることができる。

4.会長が必要と認める場合には、顧問、相談役を役員会に招集することができる。

第12条(顧問、相談役)

本会に顧問、相談役を置くことができる。

2.顧問、相談役は役員会において定める。

第13条(委員会)

本会に次の委員会を設け、会務の遂行を有効かつ適切に行う。

- (1)総務委員会
- (2)システム開発委員会
- (3)情報ネットワーク委員会
- (4)広報委員会
- (5)研修委員会

2.委員会に委員長1名、副委員長、委員若干名を置く。

3.委員会の組織および運営に関し必要な事項は別に定める。

第14条(地区会)

本会に本会と会員の連絡調整を図るため地区会を設ける。

2.地区会は、各地区を単位とし、事務局はその地区会において定める。

3.地区会は、本会の会則に準じて運営されるものとする。

4.地区会を設置する場合は、本会の役員会の承認を以てする。

第15条(総 会)

会長は事業年度終了後4ヶ月以内に定期総会を招集しなければならない。

2.会長は、必要があると認めるときは、役員会の議を経て、臨時総会を招集することができる。

3.総会は、正会員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

第16条(議 長)

総会における議長は、出席した正会員の中から選任する。

第17条(議決の要件)

総会の議決は、正会員の2分の1以上が出席し、その出席した正会員の過半数で決するものとし、可否同数の時は、議長の決するところとする。

2.総会において会則の改正につき議決する場合は、その出席した正会員の3分の2以上の同意を得られなければならない。

第18条(委任による議決権)

総会に出席することのできない正会員は、他の正会員に委任して、その議決権を行使することができる。

2.前項の規定により、議決を行使する者は、総会に出席したものとみなす。

第19条(運営費)

本会の運営費は、会員の会費収入、㈱ミロク情報サービスの補助金及びその他事業収入により運営する。必要に応じてその都度会員より相当額を徴収する。会費の額については別途、役員会で定め総会の承認を得て決定する。

第20条(事業年度)

本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条(附則)

この会則は平成18年7月14日より施行する。

第22条(附則)

この会則は平成24年7月6日より施行する。

第23条(附則)

この会則は平成28年7月8日より施行する。

ミロク会計人会連合会**北海道ミロク会計人会**

We are

Best Partners

Partners Guidance



入会のご案内

ミロク会計人会連合会 北海道ミロク会計人会 事務局

株式会社ミロク情報サービス 札幌支社 内
〒060-0003 札幌市中央区北3条西2-12 STV北3条ビル8F
TEL 011-231-3602 FAX 011-231-3604

